

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和7年6月26日（木）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者	議長 木野 広宣	副議長 富山 豪
	議員 柿原 一和	議員 桑澤 直亨
	議員 原田 悠嗣	議員 鈴木 明子
	議員 渡邊 勝巳	議員 寺門 勲
	議員 小池 正夫	議員 小宅 清史
	議員 大和田和男	議員 花島 進
	議員 寺門 厚	議員 萩谷 俊行
	議員 笹島 猛	議員 君嶋 寿男
	議員 遠藤 実	議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次 長 萩野谷智通
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光	副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄	企画部長 加藤 裕一
政策企画課長 金田 尚樹	政策企画課長補佐 浜名 哲士
財政課長 照沼 克美	総務部長 玉川 一雄
総務課長 篠原 広明	総務課長補佐 川勾 貴弘
瓜連支所長 南波三千代	瓜連支所長補佐 鈴木 正寿
市民生活部長 秋山 光広	環境課長 萩野谷 真
環境課長補佐 畠山 智光	保健福祉部長 生田目奈若子
こども課長 住谷 孝義	こども課長補佐 古谷 武

会議に付した事件

（１）議会運営委員会委員長報告

- ・追加議案について
- ・令和7年第3回定例会会期日程（案）について

…委員長報告のとおりとする

（２）追加議案等について

- ・議案第48号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- ・議案第49号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第2号）
- ・議案第50号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について

…執行部より説明あり

（3）那珂市瓜連支所利活用検討委員会に係る公募委員選考の結果及び今後の予定等について

…執行部より説明あり

（4）ごみ指定袋の変更について

…執行部より説明あり

（5）委員長報告

- ・教育厚生常任委員会

…委員長報告のとおりとする

（6）その他

- ・7月の全員協議会について

…事務局より説明あり

開会（午前10時00分）

事務局長 それでは、皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は換気のため、廊下側のドアを開放して行いますので、ご理解、ご協力のほうをよろしく願いいたします。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

まず初めに、議長よりご挨拶をいただきます。

議長 改めまして、おはようございます。

今週月曜日からオークリッジの訪問団が来られまして、昨日35周年の記念式典が行われました。今日は遠足に行かれているようです。朝、議員の皆様も会われた方もいらしたと思うんですけれども、一応、29日までこちらに滞在されますので、よろしくお願いいたします。

また、今日もかなり湿度が上がっておりますので、体調管理には十分気をつけていただきますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮願います。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職

務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので挨拶をお願いいたします。

市長 皆様、おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、ただいま議長からもありましたけれども、今、オークリッジの子供たちが来ていまして、昨日25日には、木野市会議議長をはじめ議員各位におかれましては、お忙しい中、オークリッジ市との国際親善姉妹都市35周年記念式典へのご臨席を賜り、誠にありがとうございました。この35周年という特別な節目をオークリッジ市訪問団をお迎えし、皆様と共に開催できましたことを大変うれしく感じたところでございます。

さて、先週は30度を超える厳しい暑さが続いておりましたが、ここ数日は気温も下がり、雨が降るなど不安定な日が続いております。議員各位におかれましては、引き続き体調管理にご留意されますようお願い申し上げます。

それでは、本日の全員協議会でございますが、追加議案3件、報告2件の全5件につきましてご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

議長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、大和田委員長より報告をお願いいたします。

大和田議員 議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告をいたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は、議案等の追加について、令和7年第3回定例会会期日程（案）についてであります。執行部から議案3件が追加提出されました。明日、最終日の定例会本会議において日程に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定いたしました。

令和7年第3回定例会の会期日程（案）は、ただいま出しております文書システムに掲載のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長 議会運営委員長の報告が終わりました。何か確認したいことございますか。

（なし）

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。

また、先日の笹島議員の一般質問の際、執行部との調整が十分に行われず食い違いが生じたことから、口頭で注意をいたしました。以前、議会運営委員長から報告がありましたが、議員各位におかれましては、執行部との調整の徹底をお願いいたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時04分）

再開（午前10時05分）

議長 再開します。

続きまして、議案第49号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第2号）について、執行部より一括して説明を求めます。

財政課長 財政課長の照沼です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたしますします。

それでは、議案第49号をご覧ください。

議案第49号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,719万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255億9,957万3,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2,177万4,000円。

16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金106万9,000円。

19款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金434万8,000円。

5ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、12目支所費246万4,000円。こちらは支所庁舎及び分庁舎の雨漏りに係る修繕料を増額するものでございます。

2款総務費、4項選挙費、3目参議院議員通常選挙費89万7,000円、4目茨城県知事選挙費17万2,000円。こちらは、国による選挙執行経費の基準改正等に伴い、投票管理者の報酬等を増額するものでございます。

6ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2,365万8,000円。こちらは、物価高騰及び米価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援としておこめ券を配布する経費を計上するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ご意見、ご質疑ございますか。

大和田議員 最後のお米でハグくむ子育て世帯緊急応援事業を詳しく教えてください。

こども課長 こども課です。

こちらの事業なんですけれども、物価高騰、特にお米の価格の高騰を踏まえまして、18歳以下のお子さんがある世帯、約4,300世帯になるんですが、こちらおこめ券4,400円

分を配布することで、子育て世帯の負担軽減を図るものとしております。

以上です。

大和田議員 4,400円のおこめ券を18歳未満がいる世帯に配ると、おこめ券を郵送するという感じですか。4,400円というのを、根拠というほどでもないけれども、なぜこんなふうにしたのという、これを決めたのというのを聞きたいです。

こども課長 こちらの金額については、歳入のほうでの国から来る交付金が約2,200万円というところで、大体金額的にも合うというところで、子育て世帯に4,400円分を配布するということです。おこめ券1枚が440円になるんですが、それを10枚セットで送るということです。

大和田議員 これおこめ券は、市で作るといっておかしいけれども、おこめ券ってあるんでしたっけ、共通のという。

こども課長 一応こちらで全国共通で使えるおこめ券というのが事業者のほうでやっているもので、そちらから購入をする予定でおります。

大和田議員 分かりました。

笹島議員 そうすると、440円掛ける10枚だと4,400円で、そうするとこれ1回切りで終わっちゃうのかな。5キロだとね。

こども課長 こちらは4,400円分のおこめ券を郵送1回のみとなっております。使い方はそれぞれ、1枚で使うとか10枚一度に使うというのはそれぞれのご家庭によるかとは思いますが、一度に10枚セットを送るというふうに考えております。

笹島議員 国からその交付金が2,200万円入ったというのは、これお米を買うための交付金なの、これは。

こども課長 お米を買うためというわけではないんですけれども、今般の物価高騰で、特にお米の高騰というのがあるというところでの食料費支援ということで配布するものとしております。

以上です。

笹島議員 何でも使ってもいいということですね、この2,200万円というのはね。物価高騰対策でしょう。物価高騰といたら、食料品だったら何でもいいということですよ。

議長 ほかがございますか。

原田議員 国から交付金が来て、それに那珂市としては、このおこめ券というのが適切かなというふうに判断して、この事業という流れということですか。

こども課長 そのとおりでございます。

原田議員 分かりました。ありがとうございます。

花島議員 2つほど質問です。1つは、世帯ごとに4,400円ですか、子供の数じゃなくて。それがまず確認したい。

こども課長 こちら、1世帯に一律4,400円です。

花島議員 もう一つは、今、政府備蓄米の放出で値段が下がろうとしているときなんですよ。

本当に米が必要かという、必ずしもそうじゃない中で、このおこめ券みたいなのを配布すると、今値段が下がろうとしているときに、下手すると高価格を支えることになりかねないと思うんですが、その辺の意識はどうなんでしょう。

こども課長 あくまでも現状、大体5キロが4,000円程度というところで、ちょうどおこめ券のほうも4,400円というところで、購入支援ということで考えております。

以上です。

花島議員 おこめ券って、お米以外に何に使えるんですか。まるっきり使えないんですか、ほかに。

こども課長 こちら店舗にもよりますが、お米以外にも使えるというお店はあるみたいですので、実際使用するときはちょっとお店に確認して購入していただければと思っております。

以上です。

花島議員 さっき聞いた質問には答えられないということですよ。分かりました。違う答えが出たんで、一応確認しておきます。

榊原議員 そうすると、今、国からの助成で那珂市のほうではお米ということだったんですけども、他の行政とかではどういうのをやられたりするケースがあるんですか。

政策企画課長 自治体によっていろいろ考え方は違うと思いますが、地域振興券みたいなところをやるところもありますし、既にもう物価高騰対策は昨年からいろいろ来ているので、それに継ぎ足しをするような対応をするような自治体もございます。

遠藤議員 これいつ頃届く予定ですかね。

こども課長 8月下旬から発送を予定しております。

議長 よろしいですか。

(なし)

議長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時16分）

再開（午前10時17分）

議長 再開します。

続きまして、議案第48号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部より説明願います。

総務課長 総務課長の篠原です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

座って失礼いたします。

それでは、議案第48号についてご説明をさせていただきます。

議案第48号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

下の提案理由です。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に公布、同日から施行されたことに伴い、選挙長等の費用弁償額が増額するため、今回の法律改正に準じて条例を改正し、公布の日から施行するものでございます。

また、当日投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬については、これまで日額を規定しておりましたが、国の基準に倣い、投票所を開く時間を繰り下げ、または投票所を閉じる時刻を繰り上げた場合に、その時間に応じて報酬額を減額できるよう改正を行うものでございます。

4ページをお開き願います。

今回改正する条例の新旧対照表となっておりますので、こちらでご説明いたします。

表の右側が現行、左側が改正後となります。

まず、投票所の投票管理者につきまして、「1万2,800円」を「1万4,500円」に増額します。さらに、投票所を開く時間を繰り下げ、または閉じる時間を繰り上げた場合は1時間につき1,115円を減額した額となります。

次に、その下の投票所の投票立会人です。現行「1万900円」のところ「1万2,400円」に増額します。また、投票所を開く時間を繰り下げ、または閉じる時間を繰り上げた場合は1時間につき954円を減額した額となります。

以下同様に期日前投票所の投票管理者及び投票立会人、開票管理者、開票立会人、選挙長、選挙立会人につきましても国の基準に倣いまして記載のとおり増額をいたします。

附則としまして、施行期日は公布の日から施行いたします。

なお、7月20日投開票の日程で執行されます参議院議員通常選挙から適用することとなりますので、先ほどの議案第49号の補正予算（第2号）において増額補正を計上しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。質疑、ご意見ございますか。

副議長 ちょっと関連するんでお聞きしておきます。前回から移動投票所が行われていると思うんですが、今回の参議院議員選挙、どのようになされるのか伺います。

総務課長 お答えいたします。

今回は7月20日が日曜日になりますけれども、その前の週、12日と13日、土曜日と日曜日になりますが、この日程を使いまして、今回、サンモリノ那珂、そちらの室内ですね。前はバスで行いましたけれども、今回は室内で行うということで予定をしております。

います。時間につきましては、午前10時から午後4時までということで、2日間予定を
してございます。

以上です。

議長 ほかがございますか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、議案第50号 那珂市固定資産評価審査会委員の選任について、執行部より説明を求めます。

市長 失礼します。

議案第50号資料をお開き願います。

議案第50号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

氏名を申し上げます、高沢信。住所、生年月日、略歴は全員協議会資料のとおりです。
提案理由でございます。

那珂市固定資産評価審査委員会委員の平山正勝氏が令和7年6月30日をもって任期満了となることに伴い、新たに委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ご意見、ご質疑ございませんか。

ただし、プライバシーに関する件にはご配慮をお願いいたします。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました追加議案の質疑、討論の通告締切りは、本日の5時までとなりますので、ご承知おき願います。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時23分）

再開（午前10時23分）

議長 再開します。

続きまして、那珂市瓜連支所利活用検討委員会に係る公募委員選考の結果及び今後の予定等について、執行部より説明を求めます。

総務課長 引き続き総務課です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、那珂市瓜連支所利活用検討委員会に係る公募委員選考の結果及び今後の予定等についてご説明をいたします。

那珂市瓜連支所利活用検討委員会の設置に向けた準備状況について、公募委員選考の結果について及び今後の予定等についてご報告です。

1、公募委員選考の結果でございます。

委員の募集は3月4日から4月17日までの期間で実施いたしました。募集人員6人に対しまして8人の応募をいただきました。応募者の内訳は、男性5人、女性3人で、年齢層としましては20代から80代まで幅広い世代からご応募をいただいております。

応募区分は重複の応募を可能としておりましたので、区分ごとに見ますと、市民代表が全員の8人、子育て世代としては2人、若年層としては2人ということでございました。

次に、選考方法ですが、選考は市の職員6人と外部の有識者3人の計9人で審査をしております。あらかじめ公表しておりました下の表の米の2に記載がございます選考基準に基づきまして、応募動機や熱意、意欲、社会的知識、公平性、地域住民性、論点整理、この6項目について5段階評価で審査を行っております。

その結果としまして、市民代表が2人、子育て世代が2人、若年層が2人、計6人を検討委員会の委員に選任をしまして、5月中に応募者全員に結果を通知したところでございます。

なお、審査に当たった選考委員の構成や審査内容の詳細は非公表としておりますが、応募者から提出された申込書や作文及び採点表につきましては、個人情報等を伏せた上で申出に応じて閲覧可能とする対応を取っており、応募者にも同意をいただいております。

次のページをお願いします。

2、委員、検討委員会委員の構成です。

3ページの資料1をお願いいたします。

検討委員会は、識見者、各種団体からの推薦者、公募委員、市職員の合計20人で構成します。識見者には常磐大学や茨城大学の教授など、また各種団体からは瓜連地区まちづくり委員会、商工会、PTA連絡協議会、社会福祉協議会、行財政改革懇談会からそれぞれご推薦をいただいた方を、公募委員では若年層枠には大学生が2人、子育て世代からは2人などとなりまして、幅広い分野や年齢層での構成となりました。

2ページの3にお戻りください。

検討委員会の協議の進め方及び今後の予定でございます。

(1) 協議の進め方は、本年8月から令和9年3月までの前半と、その後の後半の大きく2つに分けて進めていきたいと考えております。前半では、下の米印にありますとおり、市の保有を継続するか否かや利活用の目的など、基本的な方向性を利活用方針案としてまとめまして、市に提出していただく予定としております。後半では、市の利活用方針に基づいて具体化を進めることとしております。

次に、(2) 今後の予定です。

今年度は8月に2回、12月に1回の計3回の検討委員会の開催を予定しております。次年度となる令和8年度には2回の開催を予定しております。また、今年度は検討委員会と並行しまして、コンサルタント業者による可能性調査や年明けには市が毎年実施し

ている市民2,000人を対象にしたアンケート調査に関連する設問を加えて実施をする予定でございます。さらには、30人程度の市民によるワークショップ、こちらの開催を3回ほど計画しておりまして、多様な視点での意見もお聞きしていきたいというふうに考えております。

なお、可能性調査では、これまでもお示ししております利活用の5つのカテゴリー、これの1つであります民間活用について、条件整理と民間事業者5者以上を対象としたマーケット調査、ヒアリングを行いまして、その実現可能性を調査することとしております。

これらの調査結果や意見聴取の内容を踏まえまして、令和8年度中に利活用方針案を取りまとめ、市長へ提出し、その後、市として利活用方針を策定する予定としております。ここまでの前半の部分となります。

その後、検討委員会を一旦休止し、後半となる市の利活用方針に基づく具体化につきましては、利活用の開始時期の目安としております令和12年度以降を見据えて改めて検討を進めていきたいと考えております。

細かなスケジュールは、検討委員会での協議の進捗状況や調査、調整により変更になる場合もありますが、現時点でのスケジュールとしましては、以上の内容で進めていきたいというふうに考えております。

最後に、直近の予定としまして、第1回検討委員会は8月1日金曜日の午後2時より、総合センターらぽーるにて開催いたします。当日は傍聴可能ということで、検討委員会の委員の方々にはお知らせをしております。この開催日時につきましては、市のホームページ、SNS等でお知らせをいたします。また、瓜連地区まちづくり委員会とは引き続き意見交換などを行いながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。ご意見、ご質疑ございますか。

小宅議員 すみません、まずお聞きしたいんですけれども、所属が変わる可能性ってあるかと思うんですね、例えばまちづくり委員長とか、あとは市長が必要と認める者、市役所の部長がついていらっしゃるんですけども、役職が変わった場合は、その方がなるのか。それとも今のままのメンバーがそのまま継続していくのか教えてください。

総務課長 各種団体からご推薦いただいた方につきましては、基本的には今やっていらっしゃる方をお願いをすることになると思いますが、例えばその団体のほうで新しくメンバーを替えたい、役職が変わったので替えたいというような要望があれば、そこは柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

また、市の職員につきましても異動等がございますので、そちらについても変更ということで考えていきたいと思っております。

以上です。

小宅議員 分かりました。

もう一点お聞きしたいんですけども、この検討委員会の中で、選択肢の一つとしては今のまま現状維持という結論というのはあるんですか。

総務課長 現状維持ということは、瓜連庁舎をそのまま行政機能を持たせた庁舎に残すということかと思えますけれども、そちらにつきましては、令和6年3月にお示ししました基本方針、その中で行政庁舎としての利活用は廃止をすると。機能としては、行政機能は持たせないというような整理をしているところでございます。

以上です。

小宅議員 ということは、その選択肢はなしというところから始まるという理解でよろしいんですね。

総務課長 おっしゃるとおりでございまして、市が所有するかどうか、公共施設として使うかどうかという部分については、その部分についてはまだ決まっていらないと。ただ、市役所の行政庁舎としての利用としてはしていかないということとなっております。

以上です。

渡邊議員 すみません、ちょっとお尋ねしたいんですけども、今回の公募に当たって、瓜連の方が多く選ばれていると思います。公募された方々というのは、どのような方々が、要は瓜連地区以外の方というのは何人ぐらいいたのか、ちょっと教えてもらっても大丈夫ですか。

総務課長 今回公募をいただいた方8人いらっしゃいます。その中で瓜連地区の方が6人、その他市内の方がお二人という内訳となっております。

以上です。

渡邊議員 となると、公募で選ばれているのは6人ということなので、2名の方は選ばれなかったということで、その方は瓜連の方なのか那珂市の方なのかというのを教えてもらうことはできますか。そこはまずい。

総務課長 今回、選考した6人の内訳としましては、瓜連の方が4人、那珂市の方がお二人という内容となっております。

渡邊議員 すみません、旧那珂町でしたね。言い方を間違えました。

分かりました。瓜連地区の方が多く入っているというのが現状だということが分かりました。

今後、ワークショップが開催されていく予定だと思います、これ30人程度と書かれているんですが、要は、瓜連支所、今後どう活用するかによって、やはり税金というのを多く投入していくんだと思います。となると、やはり地区限定じゃなくて市民多くの方々から意見を聞けるような場を設けてもいいのかなと考えますので、ワークショップのほうは応募によるとは思うんですけども、その辺は広く意見が取れるような形で募集の方をしていただければと思います。

私からは以上です。

議長 よろしいですか。

原田議員 8月1日、第1回検討委員会ということで、傍聴可能というのをすごくいいかなと思うんですけども、傍聴者ですね、たくさん来てあふれてしまった場合、どのように対応されようと考えているのか伺いたいです。

総務課長 現在開催を予定している場所がらぼーの2階の視聴覚室となっております。前段で視察には行ったんですけども、そこで、椅子だけであれば二、三十人は入れるかなと、ちょっときつきつにはなってしまいますけれども。その程度入れるので、一応それで様子を見て、もしそれでも入り切れないということがあれば、何らかの方法を考えたいと思います。

以上です。

笹島議員 ちょっと確認しておきますけれども、これ瓜連支所は、瓜連支所で残す、それと解体する、民間活用と、この3つで話し合いするのかな。

総務課長 こちらは5つのカテゴリーで分けて検討していくということでお答えはしているかと思いますが、繰り返しになりますが、申し上げますと、1つとしては公共施設、先ほども出ましたけれども、行政機能の庁舎というわけではなくて、公共施設としての利活用というところが1つ。それと、地域による利活用、それが1つ。それと公共、公益的団体などによる利活用、国であったり県であったり、あとは社会福祉施設であったり教育施設であったりというようなイメージです。それと4つ目が民間事業者による利活用、それと最後に、建物を取り壊しての利活用、その5つのカテゴリーで検討していくということを考えております。

また、今言ったその5つのカテゴリーも複合型というの中にはあろうかと思いますが、そういったことも含めて検討はしていきたいということで考えております。

以上です。

笹島議員 検討委員会のほうに5つの今のカテゴリーを示して、それでお話ししてくださいというふうに進めるんですよね。じゃないとまとまらないですもんね、まとまるものもね。どうですか。

総務課長 おっしゃるとおりです。

花島議員 ワークショップというのはどういう形を持つのか気になるんですが。これは要するに検討委員会の議論次第でどういうふうにワークショップをやるかというのは決まっていって考えていいんですか。

総務課長 検討委員会の中での議論とはまた別に、メンバーも変えまして、一緒にやる可能性もあるかもしれませんけれども、広くいろんな方の意見を聞きたいということで、10代から、その世代別に分けて4グループぐらい、年代別に分けるようなイメージをしています。その中で自由闊達なご意見をいただいて、那珂市の将来を見据えて、どういう

まちづくりができるか、瓜連庁舎の利活用ができるかということを議論していただく、そういう場にしたいというふうに考えております。

以上です。

花島議員 検討委員会とは別にワークショップというのを設けて、そこはそこで議論してもらうということですね、今の話。それでいいんですね。

総務課長 おっしゃるとおりでございます。そのワークショップでご意見を検討委員会のほうにフィードバックしまして、またその検討委員会の中でももんでもらうと、そういったことをイメージしております。

以上です。

笹島議員 何か聞いていると、あまり広げ過ぎないほうがいいと思うよ、まとまらなくなっちゃうんじゃないですか。ある程度のプロの形の人たちという形を入れないと、ああでもない、こうでもないといって、多分そうなんですよ。ああしたい、こうしたい、これもあれしたいってぐちゃぐちゃになっちゃうと思うんで。まとめてまとめてという、執行部のほうでできるだけやっていかないとと思うんですけれども。意見を聞くのは結構ですけれども、それをまとめないと、これもあれもこれもというのでは本当に時間ばかりたっていったって、まとまらなくなると思うんですよ。皆さん、ほら好きなこと言うからね、私と同じでね。ですから、そういう面で、ちょっとそういうふうにしてほしいと思うんですけれども、いかがですか。

総務課長 ありがとうございます。

資料の2ページの中ほど、3の(1)の下の米印のところにも記載はしたところなんですけれども、今回この利活用方針案というものを検討委員会のほうで策定していくイメージとしております。その前半部分については、今の瓜連の庁舎を市保有というところを継続するか否か、それと利活用の目的はどういったことに使っていく方がいいかといったところをまずは決めていきたいというふうに考えております。その具体的なところについてはまた改めて検討していくというイメージを持っておりまして、まずは大きく何をするというのを決めるというわけではなくて、どういった方向性で持っていくかというところを検討委員会の中では決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

花島議員 私がすごく気になっているのは、建物としての健全性、あるいは手を入れてどのくらいもつかとか、そういう側面の検討はどうなっているかなんですが、この検討委員会の委員の中の茨城大学工学部の方がその任を担うという感覚ですか。それとも、それとは別に調査なり何なりするということはどちらでしょう。

総務課長 瓜連庁舎につきましても約40年近く経過しているということもありまして、長寿命化の、今後もし残してずっと使い続けるということであれば、大規模改修とかというのは必要な時期に来ているというふうな認識はあるところとなります。その中で、大学

の教授、建築部門の方ということで今回選任はしておりますけれども、その方にもそういったアドバイスをいただきたいというところもありますし、今の建物を使ってどういうことができるのか、あるいはその建物をなくした場合でもどういった使い方ができるのか。そういったところをしっかりと議論していきたいというふうに考えております。

今現在、瓜連庁舎がどうなっているのかという部分については、その躯体については耐震性の部分については鉄筋コンクリートの建物なので、今すぐどうこうというものではないと思いますけれども、やはり設備系ですね。そういったところは緊急修繕、年次計画的な修繕というのは今行っておりませんで、緊急修繕を繰り返すような形で、当面は、あと5年ぐらいは庁舎として使っていきますので、そういったことの修繕は加えていきつつも、将来的な在り方については、この検討委員会の中で決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時42分）

再開（午前10時43分）

議長 再開します。

続きまして、ごみ指定袋の変更について、執行部より説明を求めます。

環境課長 環境課長の萩野谷でございます。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

令和8年4月1日よりプラスチック製容器包装の分別収集を開始いたします。市民の皆様には、市報やSNS、各種イベントの機会を通じて周知を進めているところでございます。併せて6地区のまちづくり委員会への説明や出前講座2件を開催しております。また、この分別収集開始に伴い、可燃ごみ指定袋の内容についても変更を行い、ごみの分別と減量化を図ってまいりたいと考えております。その内容についてご説明いたします。

それでは、全員協議会資料、ごみ指定袋の変更について、1ページをご覧ください。

可燃ゴミ指定袋について、（1）変更理由でございます。

令和8年4月1日よりプラスチック製容器包装の分別収集を契機として1人当たりの可燃ごみ排出量の削減及び分別、減量化に対する意識の醸成を促すため、ごみ袋のデザイン及び価格を改定し、ごみ減量化を図るものです。

変更内容については、4点ほどございます。

まず、記名制の廃止でございます。これまで義務づけておりましたごみ指定袋への氏名の記入につきましては、新しいごみ指定袋の導入に合わせて廃止いたします。記名制に

つきましては、以前より賛否が分かれておりましたが、今回の変更を意識啓発及び行動変容の好機と捉え、県内市町村で無記名でも適正に排出されている状況を考慮し、本市におきましても記名制を廃止することといたしました。ただし、ごみステーションの管理は引き続き利用者間でお願いしているところから、排出者が分からなくなると管理が難しくなる場合も想定され、また、今後も氏名の記載を希望するといったご意見を鑑み、袋には小さな枠を残し、使用については任意といたします。

次に、ごみ指定袋の色及びデザインの変更でございます。従来の緑色可燃ごみ指定袋は燃やすしかないごみという表記に変更し、色も刷新いたします。加えて英語表記や各種リサイクル識別表示マークの印字、対象となる主な廃棄物を図示することで、視覚的に分かりやすいデザインといたします。

なお、従来の袋につきましては、使用可能期限を設けた上で期日をもって使用不可といたします。これは誤って旧型の袋が使用されることを防ぎ、また、収集業者が現場で瞬時に袋の種類を判断できるようにし、円滑な収集作業につなげるためでございます。

続きまして、30リットルの袋の新設についてでございます。令和8年4月から、これまで可燃ごみとして排出されていたプラスチック製容器包装は資源物として収集が開始されます。これに伴い、実際に可燃ゴミからプラ製容器包装を除く検証を行ったところ、3割程度の容積減量が見込まれることが判明いたしました。これまで45リットルの袋をご使用されていた方々につきましては、おおむね30リットルの袋で足りることが想定されるため、新たに30リットル袋を設け、市民の皆様にごみ指定袋の選択肢を広げていただけるようにいたします。

最後に、価格の設定についてでございます。今回のごみ指定袋変更の目的であるごみの減量化に当たり、環境省の一般廃棄物有料化の手引によれば、1リットル当たり0.5円以上の価格設定が削減効果に結びつくことと示されております。現行のごみ袋1リットル当たりの換算では、45リッター袋が0.33円、20リッター袋は0.6円、こちらは30年前に設定されたものであることから、これを見直し、平成6年から令和6年までの30年間の消費者物価指数の上昇率11.8%を反映した価格設定といたしました。具体的には、現行20リッター袋の単価0.6円に1.118を乗じた結果、1リットル当たりの単価を0.67円と定め、これに各容量を掛けた値を円単位で切り下げる方法を用い、1枚当たり45リッターが30円、30リッター袋が20円、20リッター袋が13円といたしました。これらの価格は、環境省が示す減量効果が見込める基準を上回っており、一定の効果が期待できるものと考えております。

なお、価格の決定に当たっては、先ほど申しましたとおり、各容量に0.67円を掛けた算出となっておりますが、表中の区分20リットルがリッター当たり0.65円になっているのは、価格設定後に割り返したものによるものです。

2ページをご覧ください。

現行の可燃ごみ指定袋の取扱いになります。販売店におきましては、令和8年3月31日まで現行のごみ指定袋を取り扱っていただきます。新しいごみ指定袋の販売開始日である4月1日からは、2か月間の使用可能期間を設け、現行袋の使用期限を5月31日までといたします。この設定は、使用可能期間が長期に及びますと価格改定前の旧袋が買占めされ、販売店の在庫が不足する可能性があることを考慮したものでございます。また、販売期限である3月末に市民の皆様が1パック10枚入りの袋を購入された場合においても、多くのご家庭では期間内に使い切るか残る枚数が少数にとどまると想定し、2か月間という期間を設定させていただいております。

今後のスケジュールです。

令和7年7月からは市民の皆様及びごみ指定袋の販売店に向けて、変更内容に関する周知を開始いたします。令和8年4月1日より新しいごみ指定袋の販売を開始するとともに、現行のごみ指定袋につきましては、同年5月31日をもって終了とさせていただく予定でございます。

3ページ目の参考資料は、令和8年度からの収集の変更点となっております。こちらの資料におきましては、ごみの種類、主な例、現行指定袋での扱い及び令和8年4月の分別収集開始後の変更点を一覧表としてまとめております。従来、可燃ごみとして扱われていたプラスチック製容器包装につきましては、資源物として回収対象となります。また、これまで黄色の指定袋で排出されていた発泡スチロール、食品トレイ、ペットボトルにつきましても、令和8年4月以降は市販の透明袋で排出いただく形に変更となります。

なお、これらの袋につきましては、記名は不要となっております。

内容の詳細につきましては、資料をご確認いただきますようお願いいたします。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。ご意見、ご質疑ございますか。

小宅議員 分別には、非常にいいことだと思って賛成なんですけれども、名前を書くな、書かなくてもよいというふうにするメリットって何かありますか。

環境課長 もともと排出者の分別を促すという目的で記名制は導入していたのかなというふうに思っております。ですが、近年、プライバシー流出による犯罪への懸念等により、ごみ袋に名前を書くことに抵抗があるといったご意見をいただくこともございます。新たに那珂市に転入され、初めて記名に触れる方に抵抗感が強いという方が多いようでございます。

このような背景から、県外の他市町村の無記名方式による排出状況や記名方式の運用状況を踏まえた結果、袋のデザイン変更に合わせて記名制の義務化を廃止することとしました。ただし、先ほど申しましたように、一部のごみステーション単位や地域単位で適正な排出を管理するために排出者が判別できるように記名制を引き続き運用したいとい

うような声があった場合に対応できるように、今回の袋については、そういった任意の欄を残したまま変えるというような扱いにしております。

小宅議員 非常に無責任ですね。そこのステーションによってはやりたい方はやりなさいといったら、やらないに決まっていますよね。そもそも自治会に入っていないくてどこのどなたか分からない、プライバシーがとおっしゃる方のゴミ捨てに困るから名前を書いているだけだと困るわけですね。順番が逆だと思います。

そもそもどうして名前を書くようになったかという歴史的なところをもう一回振り返っていただいて、これ名前を書かなくするというのは、私は絶対反対なので、書かなくするのであれば、予算も私は反対します、もちろん。那珂市は、これ名前を書いてきても何十年と定着しているんですね。ここに至るまでやってきた苦勞を全部台無しにする政策ですよ、それは。安易に書かなくてもいい、新しく引っ越してきた人に抵抗があるとかプライバシーがどうかと言う前に、それを、書かなかったときに何で困ったかということをもう一回考え直していただいて、これは絶対に義務化すべきです。任意とかにすべきではない。

以上です。

議長 それは意見でよろしいですか。

小宅議員 意見で。

鈴木委員 私は記名に関しては反対しているので、今回、やらなくてもいいということには賛成なんですけれども、ただ、デザインが分からないので何とも言えないんですけれども、書かなくてもいいのに四角い枠で名前みたいなことになってしまうと、やっぱり皆さんが書くから書かなきゃとかというふうになってしまうことが懸念されると思うんですね。書きたい人は、枠がなくても書けばいいしというふうなことをやっていて、私は子供の頃から書いているけれども、別に定着しているとは思ってもいいです。なので、そのデザインに関して、四角の枠、名前の欄をつくるということに対しては、今後やめていくのかどうか教えていただけますか。

環境課長補佐 今回、記名制の義務化の廃止ということで、課長からも説明がありましたように、ステーション単位、あるいは地域単位でごみステーションを管理していく上で必要ということであれば、その枠をご利用くださいという形で設定をさせていただいております。

今後どういう状況になるかということに関しましては、市民の皆様等からご意見いただきながら、こちら袋の仕様変更という範囲にはなってくるわけですので、その点は柔軟に対応できればなというふうに考えております。

以上です。

小宅議員 すみません、これは決定事項ですか。

環境課長 うちのほうとしては決定事項として進めているということです。

小宅議員 自治会長にまず全員、聞いてください。絶対みんな反対すると思いますよ。もし市役所で聞かないなら、私が全自治会長に連絡します。要は、発泡スチロールステーションがどれだけ大変なことになっているか。環境課にも私、何回も電話していますよね。本当、名前書かない人がどれだけ迷惑かということがね、大体、捨て方がなっていないんですよ、書いていない人は。それなのにこれは認めるということは、まずあり得ないと私は思いますよ。自治会長の苦勞をみんな聞いてください、本当に。しかもね、このプラスチックのごみは書かなくていいとなっていますけれども、ここに、じゃ生ごみ入っていたらどうするんですか。

環境課長 プラスチックのほうの透明の袋に生ごみが入っていた場合には、一時的に置いていく扱い、シールを貼って置いていく扱いというふうにはなっております。

小宅議員 じゃその生ごみが腐っていきます、迷惑するのは誰ですか。真面目にごみ捨てをしている人です。捨てちゃった人は関係ないんですよ。大体そういうものなんです。だから、名前を書くことが必要なんです。書きたくない人はあまり関係ないんですよ、被害としては。ちゃんとやっている人が被害を受けるんです、こういうのは。だから、自治会長にちゃんと聞いていただきたい、意見集約をしていただきたい。決定事項というのなら、覆してください、部長。

市民生活部長 ご意見ありがとうございます。

私ども、自治会には全て聞いているわけではございませんが、まちづくり委員会のほうに関しましては、意見交換を6地区させていただいております。そこで今、小宅議員から言われたようなご意見というのがなかったということがまず1つある中で決定をさせていただいているというのが私どもの考えの中の一つでもあります。

ただ、記名につきましては、真面目に書いた方が本当の名前を書いているかとか、そういうことまで考えていけば、もうきりがなくなってしまうという判断の中で、私たちも今回、記名という形を義務という形ではなく、あくまでもステーションごとにお任せしますという形で考えました。ただ、今、小宅議員が言われるように、何ていいますか、出してしまうような方もいますので、その対応につきましては、地域の方に面倒をかけるのではなく、私ども市役所のほうで対応を考えていきたいと。その辺は、この変えることによって様々な問題が起きたときには、地元任せではなく、私たち市も対応していきたいと考えております。

小宅議員 ステーションに100か所残されていたら、100か所市役所で取りに行くんですか、行けないですよ。だって、うちの上宿第1自治会の発泡スチロールのところだって、本当に不法にいっぱい捨てられますよ。黄色い袋に入れてくださいといっても、入れてくれない人いっぱいいます。大体名前書いていないです。書いてある人には指導できます。これは発泡スチロールじゃありませんよというようなことはできますけれども、書いていない人にはもうどうしようもないです。そのときは市役所に、もう一般ゴミとし

て取りに来てもらうしかないですよ。そういう対応を全ステーションでやれるんですかということです。

これ名前を書かないって安直に決めた意味が私には本当に分からないですよ。ここまですら十年もかけて積み上げてきたものを。自治会に入っていない方ですよ、そのプライバシーがどうこうとか、名前がどうこうとかおっしゃるのは。だって、自治会に入っている方は名前もあって分かるわけですから、どこどこの誰々さんだねと。これ捨て方が分からなかったんだね、これプラスチックにはこういうの入れちゃ駄目なんだよって教えることができますけれども、名前も書いていなかったら、誰が捨てたか分からない。本当にいらいらするだけですよ。嫌がらせとしか思えないケースだってあり得ると思う。それが毎回毎回続いたら、本当おかしいことになりますよ。

何でわざわざ名前を、今まで書いてきたものを廃止するのか。何のメリットがあるのかさっぱり分かりません。もう一回ご一考いただきたいというか、これ考える余地はないんですかね。

市民生活部長 ありがとうございます。

この記名につきましては、私どものほうでは、今、小宅議員が言ったようにどこの誰だか分かってしまうというのは、やっぱり個人情報のほうも以前よりは厳しくなっていますので、そういうことも踏まえながら、記名については廃止をしたいという考えであります。

小宅議員 名前が書いてあったら個人情報が流出するわけじゃない。おかしい話で、中に明細書が捨ててあって、それをあさったら、誰だって名前書いてあるのがなかろうが、そんなの流出する話です。だから、名前を書かないのが理由にはなっていないですよ。何のメリットがあるのか教えていただきたいということです、書かないことによる。

市民生活部長 先ほど課長のほうで説明申したと思うんですけども、私どものほうで様々な先進事例を調査した結果、名前を書いてあったところで、名前をなくした自治体の結果ですかね、それで大きな違いが出なかったという、そのことを私らが聞いた中で、であれば那珂市の住民の方も同じようにできるだろうというような形で判断いたしました。

小宅議員 私が見た先進事例は、NHKでやった長野県のちょっと町の名前忘れちゃいましたけれども、そこは名前を書くのが一般的で当たり前になっているという先進事例で見ました。その名前を書くのをやめたけれども影響がなかったという資料があるのであれば、それは提出してください。ぜひ拝見したいです。

それから、私の質問は、これはもう決定事項で変えることがないんですかというふうにお聞きしたんですけども、それについての質問の答えをお願いします。

市民生活部長 変えるつもりはございません。

小宅議員 であれば、私は徹底的に反対します、これには。そもそもが間違っていると思います。先ほど言いましたように、本当に自治会長みんなに声をかけますよ。反対意見がな

かったとおっしゃいましたけれども、私は少なくとも事前にこういうふうにしたいという話は聞きましたけれども、一般質問では私、前回やりましたよね。名前を書かないことには反対だと言わせていただきました。少なくとも1人の自治会長は言っております。ほかの自治会長はもっといると思いますよ。ちゃんと聞いたかどうか、本当に疑問です。名前を書かないことに反対です。そういうことです。

議長 答弁はよろしいですか。

小宅議員 市長、変える気はないですか。

市長 担当から説明がありました。小宅議員の思いも当然分かります。ただ、市のほうでは、この今のタイミングでそういった記名を廃止してほしいという声もあると。それに対応しようということで、様々な調査をして決定をしたということで理解をしています。

ただ、これをやったことによって、またどういう結果となっていくかは当然関心を持って取り組まなくちゃいけないんで、今回はこういう形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

鈴木委員 今の現状で名前を書くのが義務だよというふうになっているのに、それを書かないということ自体は、それは本当にどうにかしてなくなきゃいけない問題だというのは思っているんですけども、今回のことと、義務を守らない方々への対応というのはまた別で考えなければいけないのかなというふうに思っています。すみません。

原田議員 私も小宅議員と同じで、この名前を書くのは残すべきだなというのを一つ意見としてあります。それは、今回なくしてしまうと、今後問題が発生していざ戻そうとなったときは、もう多分、戻すの無理だと思うので。やっぱりここまで継続してきた、名前を書くということは残していくべきだなというのは、これは私の意見になります。

またちょっと別の視点での質問なんですけれども、これそもそもプラスチックの分別という話かと思うんですけれども、この分別されたプラスチックってどういうふうに再利用されるのか教えてください。

環境課長補佐 こちら、今回新たに令和8年4月から収集が開始されますプラスチック製容器包装につきましては、一旦、プラスチック製容器包装のみとして収集した後、中間処理、圧縮を行いまして、容器包装リサイクル協会という団体というふうに聞いていますが、そちらのほうにリサイクルに持っていくというふうに聞いております。

リサイクルの工程につきましては、各種やり方があるわけなんですけれども、その集められたパッケージの状態によって、マテリアルリサイクル、あるいはケミカルリサイクルという方法があるみたいなんですけれども、振り分けられるというふうに聞いております。

以上です。

原田議員 ありがとうございます。

おっしゃるとおりプラスチックのリサイクルって、マテリアルリサイクルとケミカルリサイクル、サーマルリサイクルというふうに3つあると思うんですけども、ほとんどはマテリアルリサイクルとかケミカルリサイクルされるのは、業者から出てきた梱包材とか、そういう汚れとかが一切なくて、品質が均一なものというものがマテリアルリサイクルとかに回されるわけで、やっぱり家庭から出るプラスチック性のゴミって、結局サーマルリサイクルがほとんどになるかなと。全体の割合としても大体マテリアルリサイクルって20%ぐらい、ケミカルリサイクル3%ぐらい、60数%がサーマルリサイクルという感じだと思うんですね。結局燃やされるということですよね。燃やされて、その集めたプラスチック、多分、家庭から集められたプラスチックってほとんどは燃やされて、ただ、その熱がプールの温水とかそういうのに利用されるというのがサーマルリサイクルだと思うんですけども。那珂市の市民が労力を使って分別したやつも、結局燃やされてという感じになるのかなと思うんですけども、その辺どうでしょうかね。

環境課長補佐 最終的なリサイクル工程につきましては、現時点でサーマル、ケミカル、マテリアル、いずれに振り分けられるというものはまだ確定はしておりませんので、議員おっしゃるように確かに現状はサーマルが多いというふうには聞いておりますけれども、極力マテリアル、あるいはケミカル、こちらのほうに回していくという話を聞いております。

以上です。

原田議員 ありがとうございます。

確かに技術革新でマテリアルリサイクルを増やせるように頑張るみたいなのところとか、資料とかで見ているところではあるんですけども、結構、実質はやっぱりサーマルリサイクルに多く回されるかなと思うんで、私個人としては、そもそもプラスチックの分別ということもちょっと1回立ち止まって見直したほうがいいかなというふうに思います。

あともう一点、ごみ袋の値段が上がるということについても、物価が高騰しているんで、それに合わせてということとか、ごみの削減ということがあると思うんですけども、これ賃金とかが上がっていて、物価も上がっているからごみ袋も上げるというんだったら僕は分かるんですけども、賃金変わってなくて、所得低いままなのに物価が高騰して税金も上がって苦しい中で、さらにごみ袋の値段も税金みたいなものだなと思うので、そこを上げるというのも私はいかがなものかなと思っておりますという、これはごめんなさい、意見になっちゃうんですけども。

以上です。

榊原議員 私、原田議員の反対なんですけれども、逆に値上げにしたって、安くありませんかというご意見です。実際のところ価格が1リットル当たり1.11円であることが参考で、それが全国的なごみ袋の平均価格なわけでしょう。そこに対して、今度、上がって0.67

円なんですよ。水戸市もちなみに4月1日から上がるのが450円に上がって、これが大体平均値だと思うんですよ。だから、ほかから比べると那珂市ってべらぼうに実は安くて、本当にゴミ袋の価格を上げることによって、ごみの量が減ったという事例は何ぼでもある話だと思いますので、そのところも、今の値段と換算してというところの値上げがこのところに落ち着いたというのはよく分かるんですけども、私の意見としては逆に安過ぎると思っています。

以上です。

渡邊議員 私はちょっと話はあれなんですけれども、小宅議員の考えとちょっと似て、考えに賛成なんですけれども、今の那珂市の名前の書き方というのは、漢字やなんかのフルネームで書いているわけじゃないんですね。片仮名でもいいし平仮名でもいいし、変な話、ローマ字でも構わない。もしかしたら通称で書いている人もいるかもしれない。であれば、そこをあえて規制する理由というのが何か分からないんですよ。今のままだっていいんじゃないですか。それは変な話、そのステーションに出す人が誰だって特定できていれば、一つの方法としてありだと思っていますんで、そこはきちんと、なぜこういう形になって今まで進んできたかということを考えていただければと思います。

それ以外にちょっと質問なんですけれども、まず何点かあるんですが、プラスチックが分別されると3割程度容量が減るよという話なんですけれども、この3割の根拠がちょっと私いまよく分からないんですよ。例えば後ろに表があるんですけども、プラスチック製品で可燃から分別されるほうに変わっていく部分といいますと、ラベル、卵パック、洗剤のボトル、総菜の容器など。ラベルというのは、これ多分、ペットボトルやなんかに貼られているラベルを言うのかなと勝手に認識しています。あとは卵パック、洗剤のボトルって、今、洗剤のボトルなんかあまりないんじゃないかなと。詰め替えが進んでいるんで、あえてこのボトルって出てこないんじゃないの。惣菜容器等といったも、生鮮食品にある程度回るのであれば、これで3割減りますか。ちょっとこの辺の具体的な数字を教えてもらっていいですか。

環境課長 こちらについては、具体的にはうちの課の職員がまちづくりとかそういったところに実際にこうなりますということで見本のごみ袋をつくるという作業をしました。その際に、我々家庭から出るもの、実際に可燃から出ているものを見て、どのぐらい、要は体積になりますので、体積が約3割減ったということで、実際、軽いものだと思うので、重さ的にはさほどそこまではいかないと思うんですが、いろいろがさばっていたものについては小さくなるというような検証はしております。

以上でございます。

渡邊議員 分かりました。実際の数字がそうだというのであれば、そうなのだろうというふうに思います。

ただ、ごみの処分のほうのカウントというのは、運ぶときには確かに体積かもしれない

ですけれども、処理自体は重さですよ。その辺が何か矛盾を感じるころなので、その辺はきちんと検証されるべきだなと思っております。

あと、もっとほかにも聞きたいんですけれども、ごみ袋、これ私が委員会のほうで確認させていただいたんですけれども、ごみ袋の作成の単価は変わらないよということで債務負担行為のほうが承認されたと思うんですけれども、これは30年間値上げしなかったということなんですが、30年間、ごみの製作費というのは市の予算のほうでどのように推移したかちょっと教えてもらっていいですか。

環境課長補佐 さすがに30年前の発注単価というものが資料としてはちょっと確認できず申し訳ないんですけれども、10年前、平成27年でまいりますと、現在よりも若干安いというような結果はございます。ただ、見積単価は設計単価でございますので、若干の変動という範囲の中で、以前は安かったというような程度というふうに考えております。

以上です。

渡邊議員 設計単価ということは、実際の契約の単価がもっと安かったかもしれないということですよ。ということは、今、袋の値段自体はもう何年も変わっていない。ここへ来て値上げをするというんですけれども、その値上げの理由というのは、じゃ袋は変わっていない、あと変わるものは委託やなんかする金額かなんかなのか、手数料とか。ということで、その辺が費用がかさんできているので、今回値上げをするんだよという解釈なんですか。

環境課長 今回の値上げなんですけれども、実際にごみ袋販売等もそうなんです、それに伴う事務費とかも過去何年かの推移を見ると、この部分についてはかなり上がってきております。そういったことの部分も含めて、30年間、袋が決まってから一度も価格の見直しをしていなかったの、このタイミング、プラ分別が始まるタイミングで合わせてというような設定とさせてもらったという経緯がございます。

渡邊議員 となりますと、その委託やなんかの費用というのは市の税金のほうで負担をしていたということでよろしいんですか。

環境課長 議員おっしゃるとおりでございます。

渡邊議員 分かりました。

その分の負担が増えているので、今回30年、初めてでしょうね、初めて値上げに踏み切ったということなんだと思います。

先ほどの榊原議員からもあったんですけれども、この値上げの中には委託費とごみの製作費しか入っていないということで、例えばごみの処分料とか、例えば今度、改修を大きくやる60億円を超える契約を結んでいくと思うんですけれども、それに当たるような費用というのは、今、袋の中には含まれていないということでよろしいんですか。

環境課長補佐 議員おっしゃいますように今回の値上げ改定に関しまして、ごみの処分費、あるいは施設の改修費等については含まれておりません。

以上です。

渡邊議員 分かりました。

あともう一つ聞きたかったのは、説明の中に0.5円以上値段が上がらないと、今回0.67円だったんでしょけれども、そうするとごみのほうの排出量が減るよという話なんですけれども、この削減効果と金額による削減率というのはどの程度というか、その辺の把握はされているのか教えてください。

環境課長補佐 環境省が令和4年3月に出しております一般廃棄物処理有料化の手引という冊子がございます。こちらのほうに、資料としまして、1リットル当たり何円以上からの設定において減量化が発現されるかというようなデータがございます、その中では0.5円からが減量化が表れてくるというふうになっております。もちろん金額が上がれば上がるほど減量化というのはさらに高まるわけですが、今回1リッター当たり0.67円、0.5円という設定にさせていただいたところは、この0.5円上回る設定でなおかつ大幅な値上げというのに関しましては、やはり市民の皆様の負担感というものを考慮しまして、今回この設定にさせていただきました。

以上です。

議長 渡邊議員、ほかの議員もいらっしゃいますので。

渡邊議員 分かりました。これで最後にします。

分かりました。じゃ今回のその0.5円以上上がれば、その削減効果が表れるよということと、あと先ほどの話ですと、その処分料、ごみを処理する、燃やす費用、それとか回収する費用というのは含まれていないということですね。変な話、これ今、市内だと約2万2,000世帯を超えるような人数がいるかと思う、世帯割にすれば。そこが例えば週に2回、今回回収していますんで、1袋ずつ使ったとして、大きい袋を使ったら、1週間で2枚、52週あるということは、それで考えると大体250万円ぐらいの費用負担を別にもらえるんですね、1円上がれば。年間で。となれば、若干でも上がって、これからかかる大規模改修、また、何年後、数十年後にもうすぐに控えている新築、改築か、そちらもあるのであれば、そういう予算を確保するのも一つの方法じゃないのかなと。今回値上げするんだったらば、あと5円上げてやるとか、いろいろ手法はあるのかと思うんですね。この辺を考えるのも一つの手段じゃないかというふうに思いますので、考えていただいて、さらにごみが削減されるのであれば、こんな有利なことはないと思いますので、この辺も含めて執行部のほうで検討していただければと思います。

笹島議員 一足先に環境課の皆さんでプラスチック製容器包装の分別収集の説明会を受けました。私も今言った、ごめんなさい、何を質問したいかということ、ちょっとね、そのとき思ったんですけれども、非常に分別が難しいなということなんですよね、慣れるまでというんですか。非常に時間がかかるなど。今言っていた食品トレーでも洗ったりとか云々って、その細かい面もしなきゃいけない。燃やすゴミと、今言っていた資源ゴミと

分けると。多分、何か月も市民の方かかると思うんですよね。その点、どのような考え方でいらっしゃるんですか。

環境課長 議員おっしゃるとおり、いきなり完璧にやるというのは、到底無理な話だとうちも思っております。少しずつでもやることによって慣れていただいて、最終的にはうちが目指すプラスチック製の容器は完全に抜けるというのが理想かと思いますので、私どもとしても引き続きそういったことが、周知啓発等については力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

笹島議員 説明会のときちょっと1つ疑問を持って、質問できなかったんですけども、今質問するんですけども、透明袋ですよね。それで、市販で売っているものを買ってこいと、勝手に買ってこいというふうに言っていましたんですよ、そのときですね。あれと思って、今言っていた、これをなぜ指定ごみにしないのかなという、それがちょっと、そのとき聞きたかったんですけども、そのとき聞けなかったんで、今聞きたいんですけども、何でしょうか、それは。

環境課長補佐 こちらプラスチック製容器包装につきましては、収集の主体となりますのが環境整備組合のほうになります。資源ごみにつきましても、全般的にはそういった形で、環境整備組合のほうで収集しているというのが今の現状でございます。

こちら環境整備組合のほうにおきまして、なぜ透明の袋にしたかというところについての意見を聞きましたところ、その資源物の収集に当たり、市民の皆様のご協力をいただきながらというところが前提としてある中で、その上でご負担をできるだけ少なく、指定袋ではなく、手に入りやすい透明、または中身の見える半透明というようなところでの収集をするというふうに伺っております。

以上です。

笹島議員 要するに指定ごみすることによって、有料化にすることによって恩恵、環境組合も受けると思うんですよね、一般的にね。なぜそういうことをしないのかなって。なぜ私こんなこというと、これから大きな修繕しまして、建て替えしたりというふうにしますよね。その費用に少しでもなると。これごめんなさい、資源ごみというけれども、どれだけその資源になって、今言っていた一番のお金になるのはペットボトルとかアルミ缶ですよね、資源ごみの中でね。これどれだけなるかというのが私、未知数で分からないんですよ、正直いって。ですから、できるだけ有料化にする、できるものはしていかなないと、今言っていたそのお金が結局、環境のほうの、環境工場のほうに行くわけですから。そういうことの何か流れを考えていないのかなと思って、やたらめったら市民の皆さんに、そこら辺の透明の袋でいいですから、それ使ってくださいといっても、千差万別にいろいろだと思うんですよね、今言っていたエコバッグとかいろんなバッグがありますでしょう、紙袋。要するにわざわざ買ってこなきゃいけないんですよね、ホームセ

ンターとかそういうところで。ですから、そういうことを考えれば、指定ごみというふうにして指定されたほうが市民は楽だと思うんですけども、何でそんなこと考えないのかなと思って。

環境課長 ちょっと先ほども述べましたが、これは環境整備組合のほうで決めたことなので、ちょっと私どものほうでは、その部分については、こうしてほしい、ああしてほしいというのは特になかったというのが事実なんで。決定事項ということでございます。

以上です。

笹島議員 そうすると、環境組合の組合長は市長かな。副ですか、今は。副組合長ですか、今は。組合長ですよ。組合長はどういうあれなんですか、そういう考えは。

議長 市長のほうではまだあれですよ、その辺のことは。

市長 すみません、笹島議員から今、組合長という立場でどう思うんだということでお聞かせいただきました。ちょっと具体的な経緯までは、私のほうでは把握していませんので、後で確認してちょっと報告をさせていただきます。

笹島議員 よろしく願いいたします。

遠藤議員 私も前にある団体にわざわざ環境課の方が来ていただいて、説明を受けました。まずこういうことが大事だろうと思っていて、まず一番言いたいのは、なかなかそれを1回受けただけでも分からないですよ、あの説明。だから、これ周知徹底を今後、もう来年度始まっちゃうんで、どういうふうにしていくかをまずお聞きしたいんですが。

環境課長補佐 議員のおっしゃる周知徹底は、これプラ分別のということでよろしいですか。プラ分別に関しましては、今後もまちづくり委員会のほうで残っているところは回っていきますし、出前講座等も開催要望があったところについては既に2件行っている実績等もございます。さらには、全戸配布、ダイレクトメール等を通じまして、また細かい分別の要領、出し方などのご案内も今後引き続きやっていく。あるいは手引なども、分別収集方法も変わりますんで、そういうのを全戸配布していく予定でございます。

以上です。

遠藤議員 分かりました。

なかなかホームページとか市報だけでは難しいと思うんですよ。実際にこういったもの、プラスチック、いろんなゴミを持って来てもらって、これがああです、こうですって細かいやつが出前講座ですかね。そういったものはちょっと努力していただきたいなと思いますんで、それはまずお願いします。

あともう一点は、今、笹島議員がおっしゃった透明の袋なんですけど、これやっぱり環境整備組合の決めたことだといっても、まずちょっとここでこういう議論があったと、要望があったというちょっと話をさせていただいて、やっぱり何でもいいよというののもちょっとどうかと、僕も説明聞いたとき思っているんで、指定の透明袋は検討していただきたいなと思いますけれども、それに関してはどうですか。

環境課長補佐 指定袋ということに関しての検討のお話なんですけれども、環整組合のほうで、先ほど市民の負担というようなことは申し上げたんですけれども、そのほかに周辺市町村、例えば水戸市におきましても、プラスチック容器包装につきましては市販の透明の袋で出しているという現状もございます。なので、環整組合のほうから聞いた話のもう一つとしましては、この透明袋にしたというのは、周辺のほうで行っている事例などを参考にしながらというふうに聞いております。

なお、ちょっと補足になるんですけれども、こちらの緑の袋及び黄色の袋につきましては、市のほうの発注で作成しておりまして、その売上金額につきましても市のほうの収入として歳入が入っております。環整組合のほうに袋の代金というものは直接行かないというようなところもありますので、その点で、市民の負担というようなところの考慮というものが図られるものというふうに考えております。

以上です。

遠藤議員 それはそうでね、検討いただいたというのは今聞けば分かりましたけれども、やっぱり一方、ちょっと市民のほうとしてもそれでいいのかなという感じはするので、ちょっとひとつご検討いただきたい。

あと、最後にこれは意見ですけれども、先ほどの記名制の話なんですけど、確かに両方とも考えとしてはあるんですよ。当然、発出責任をしっかりと持ってもらうという意味では記名をしっかりとやってもらうということがあるし、一方で新しい方、この近隣から引っ越して来られる方は何で記名にするんだという、そういう声も確かに多くあるのはそうだろうなと思っています。一つ代替として、僕も10年以上前にちょっと一般質問をやったのは、代替ですよ、としては例えば住所を書いてはどうかって提案したことがあるんですよ。住所を書けば、誰が出したかは把握はできる。ただ、個人名じゃないから、女性の名前とかは分からない。そういった意味で、折衷案でどうかなみたいなことを話したことがありますんで、それも含めて何がいいかちょっと検討していただければと思います。これは答弁なしで。

以上です。

花島議員 いくつか疑問があります。まず、袋の値段を上げて削減効果というのは、ごみのトン数ですか。だから、何で疑問に思うかというと、私はもう何年も前からごみ袋はぴっちりとした頑丈な箱の中に入れて、それで、踏んづけてもいいようにしてやっているんですよ。そうすると、3分の1ぐらいになるんですよ、体積が。だから、例えばごみの削減といっても、袋の数でいったら、僕みたいに前からやっていることをやるのが広がるだけかもしれない。もう一つは、生ごみ処理は前からやっているんですよ。だから、本当に削減になるかって、どういう指標で削減になったのかというのは、意味分からないんですけれども。トン数ですかね、本当に。

環境課長 環境課として、一応その部分については、重さのほうを少なくしたいという意図は

ございますが、実際、始まっている制度でもございませんので、今回、プラ分別を始めるに当たってのごみ袋も変えていくということになると思うんですが、その目的については、先ほどから申しておりますように、減量化、減量化と盛んに申しています。この結果というのは、ある程度、数値的に追って取れて分かるというのは多分、1年、2年で追っていかないと、1人当たりというのはもちろん出てこないのかなと考えておりますので、その段階で再度、なかなかこの施策では進まないというのであれば、また別なことも考える必要もあるのかなというふうに思っております。

花島議員 今、課長は分からないと言っているんですね。要するに僕が聞いたのは、那珂市がどんな見込みじゃなくて、ほかの事例で、実証でしたっけ、幾ら以上に上げたら削減になるといったのは、重量なのか袋数なのかって聞いているんですよ。体積、一言で。

環境課長補佐 先ほど御説明させていただいた環境省の一般廃棄物処理有料化の手引、これによりますと、リットル当たりの単価を上げることになりまして、こちらの冊子に基づきまして申し上げますと、重量ベースで減量化が表れるというふうに示されております。

以上です。

花島議員 その件は分かりました。

もう一つは、新しい分別の仕方だと、プラスチックは2種類に分ける、ペットボトルとそれ以外のプラスチック。それを全部同じ袋に入れていいんですか。例えば発泡スチロールとプラスチック容器、その後の処理違いますよね。その辺がよく分からない。それをどういうふうにするつもりなのか。

環境課長補佐 議員おっしゃいますように、こちらのプラスチック製容器包装、それから発泡スチロール、食品トレイ、こちらについては一つの袋にまとめて入れて排出していただいてというようなところになります。ペットボトルにつきましては、ペットボトルのみで別の袋に入れて、別の収集日に出していただくというふうになります。

そして、分別、要はプラスチックと発泡スチロールとトレイと入っている中で、それがどういうふうに分類されるかというのにつきましては、中間処理工程におきまして、それらを分けてリサイクル工程に回すというふうに聞いております。

以上です。

花島議員 そうだとすると、結構コストがかかりますよね。リサイクルといたって、全然赤字ですよ。前からリサイクルは赤字なんですけれども。そういうちょっとよく分からないんですよ。だから、一方でこっちのほうは適当な袋でいいということですよ、さっきの話では。一方で燃やすゴミは、生ゴミなんかは有料化で値段を上げるというのは、一体どういう頭、考えなのかというのが全然分からないんですけれども。

もう一つは、ついでに言っちゃうと、黄色いゴミ袋ありますよね。これはどうなんですか。期限付というか、4月1日過ぎたら。

環境課長補佐 黄色のゴミ袋につきましても、販売につきましては令和8年3月31日までと

なりますが、それ以降、環境整備組合のほうでは1年間はこの黄色の袋を使って排出しても収集するというふうに聞いております。

以上です。

花島議員 継続の話なんですけど、2か月というのは僕は短いと思いますね。うちの妻なんかは結構たくさん買い込んでいるんですよ。それは買いだめじゃなくてね、日常生活としてそういうふうに行っているんで、ちょっと2か月というのはいかがなもんかな。ただ、あらかじめ2か月だということを周知していれば、余分を持たないようにできなくはないんで、その辺は周知と期間、継続して使える機関との兼ね合いではあると思いますが、意見として聞いておいてください。

鈴木議員 周知のことでなんですけれども、まちづくり委員会だったりとか、あと自治会とかに行かれているということなんですけど、行っている自治会もあるということなんですけれども、やっぱりなかなか難しいというご意見もあったんですけれども。もし日本語がなかなか得意でない方々に対しても周知していくというのはどのような予定になっているのか教えていただけますか。

環境課長補佐 こちらのほうが、ごみ袋に表記するに当たりまして、いろいろな情報を書き込んでしまうと分かりにくいというようなところもございます。今回、外国語表記につきましては、一般的に汎用性の高い英語をまず表記させていただいております。その上で、分別して入れていただくもの等につきましては言語で示すのが難しいところもございますので、絵、図柄、こちらを新たに表記しまして、この袋には主にこういうものを入れるんだというような表記をして、分別のほうのご協力をいただくこととしています。

以上です。

鈴木議員 日本語学校などと協力するとか、皆さん集まっているところでご説明するとか、そういうこともやっていただければなというふうに思っておりますので、ご検討いただければと思います。

渡邊議員 ちょっと先ほど答弁の中であったんですけれども、ごみ袋を売っている販売の収益が上がっているというふうにちょっと聞こえたんですが、これ利益が上がっているんですか。

環境課長 製造した単価と実際に委託で出している単価の開きという。

渡邊議員 それは利益に上がっているということで、それを考慮した上での値上げだということなんですけど、今回は。利益が上がっているんですね。

環境課長 それはちょっと利益ということではないです。

渡邊議員 分かりました。じゃ収益という話じゃなくて、ただ単に販売の金額が入ってきているということですね。分かりました。

あともう一点なんですけれども、先ほど花島議員もおっしゃいましたけれども、大量に買い込んでいる人。多分、どっちみちこの袋使うんだから、箱買いで買おうなんていう

人もいるかと思うんです。その人たちがこの日にちを超えて大量に在庫を持っていて使えなくなってしまうわけですね、2か月間の期間しかないわけですから。周知されてからというか。それまでの間、もし在庫が残ったときは、市のほうでは買い取ってくれるというのが本当はいいんでしょうけれども、なかなかそこは難しいでしょうから、何らかの考えをしていただければなと思うんですよ。その辺をちょっと含めて。結局、持っている人が、その買ってしまった金額が無駄にならないような、もし袋やなんかいろいろ変えるのであれば。その辺は執行部のほうできちんと考えていただいて、市民に不利益にならないようなことをお願いしたいと思います。

以上です。

福田議員 いろいろ議論が出ましたけれども、私はこれ関連するから1つお聞きしたいのは、今、リチウムイオン電池というのが大分多くなって、県南でも大きな火災があったでしょう。あの原因というのは分かったわけでしょう。那珂市、大宮環境整備組合のほうでは、今この電池を捨てるといったらば、どこへ捨てればいいのか。

環境課長補佐 有害ごみとしまして、乾電池と一緒に同じ日に捨てていただくというようにご案内しております。

以上です。

福田議員 それはやっぱり徹底してくれないと、これもさっきも出ましたけれども、名前云々とかということ、これは捨てる人のマナーの問題なんですよ、全てが。これはもう捨てる人の自覚以外にはね、言葉で言ってもなかなか難しいのかなと私は思っております。

それともう一つは、ライター。今あまりライター少なくなったかな。これをまとめて捨てる人いるでしょう。あれ1回火災がありましたよね。そういうふうにな、やっぱりリチウムイオン電池、いわゆる発火するもの、これを徹底してやっていただきたいなと、こういうふうに思います。よろしくお願いします。

原田議員 最後、1つ質問で。ちょっと改めて、家庭から出るプラスチックごみはどのようにその後進むのかというのは、執行部にもよく調べて検証してもらいたいと思います。まず、ほとんどが燃やされていると思うので、そこを調べていただきたいというのと、あと質問なんですけれども、総務生活常任委員会のほうでも話が上がっていたと思うんですけれども、この進め方。委員会で採決採ってから、これについて全員協議会で説明するという。この進め方が、やっぱり先に説明するべきだなというのは僕もそのとおりだなと思うんですけれども、今回こういう進め方になったことが適切だったのかどうかということを執行部はどうお考えかなというのを伺いたいです。

市民生活部長 ありがとうございます。

議員おっしゃるとおり事前に説明をするべきだということは、私ら重々考えながら進めましたが、ただ、この順番がもう今、逆になってしまっていることについて、この場で申し訳ないというお話は私のほうでさせていただきたいと思います。

ただ、この進め方について、私ども、今後こういうことのないように一つ一つ丁寧に進める方針を新たに持ち、今後こういうことのないよう、説明を先にした形の中で進めるというような形を徹底したいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

小宅議員 やっちゃったんだからもうしょうがないでしょうというふうに聞こえます。私はあした動議を出させていただきますので、これは一部修正動議としてあした出させていただきます。

原田議員おっしゃったように、順番も合っていないですし、議論も足りていないし、これが半年延びようが、1年延びようが、私は体制に影響はないと思っておりますので、今回の予算からの外す動議を明日出させていただきます。よろしくお願いします。

市民生活部長 私どももそのやり方として、地方自治法の第222条のほうに書いてあるところによりますと、事業の予算が関わるものについての、条例になってしまうんですけれども、予算が先行してやって、その後、条例を提出するというような形の条文がありましたので、今回それに合わせた結果で私どもがやってしまったというのも事実であります。ただ、それに合致するものではないので、先ほど言ったように、説明をしてからやるべきだったというふうにお答えしたことになりますので、申し訳ありません。

寺門厚議員 可燃ごみの分別については無記名でやるというふうに決定だというような話がありましたけれども、これ各自治会長、自治会のほうですね、必ず聞いてください、どうしたらいいんでしょうかという話。そうじゃないと、各自治会の方々は納得できないと思います。これ無記名でいいよという話になっちゃうと。何でかという、私のところも結構不法投棄がありまして、これは粗大ごみとかもあるんですけれども、やっぱり名前を書いておかないと分からないんで、ずっとそのまま残っちゃうんですね、ごみステーションに。今回、プラスチックごみも、そのごみステーションで回収されないごみがあった場合は、市のほうで後で回収するというふうに言っているんですけれども、可燃ごみも同じように、分からない場合は市のほうで回収と。これ余分なコストですよ。

先ほどマナーの問題という話も出ましたが、マナーも当然しかりですけれども、きちんと書いておけば、それはごみステーションの中で勝手にやって、あなた方が処理しなさいという話は、これは言っちゃまずいと思いますよ。幾ら執行部でも、回収する人たちがどれだけ大変なのかお分かりになっていないと思います。先ほど自治会のほうでは話は聞いていないということでしたんで、しっかり聞いて、それからでも、どうすればいいかというのはよく考えていただきたいと思います。

7月から市民の周知、これどういうふうにしていくのかということになると、やっぱり自治会単位で説明をきちんとやっていったほうがいいなというふうに思いますんで、それはぜひやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は退席をお願いします。お疲れさまでした。

休憩（午前11時43分）

再開（午前11時44分）

議長 再開いたします。

続きまして、教育厚生常任委員会、寺門厚委員長より報告願います。

寺門厚議員 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件であります、請願第4号 学校外民間施設利用者への利用料金一律補助の実現を求める請願についてご報告いたします。

結果でございますが、全会一致で継続審査とすべきものとなりました。

理由についてであります。請願第4号は、全ての子供たちが何かしらの方法で学びや社会に接続されている状況を実現するため、学校外の施設を利用する際の金銭的支援を求めるものであります。委員からは、子供たちの居場所の選択肢が広がることは重要であるが、那珂市として校内フリースクールを引き続き整備していかなければならない案件があり、委員会として調査をした上で慎重に判断すべきものという理由から、継続審査とすべきであるとの意見が出され、採決の結果、全会一致で継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長 委員長報告が終わりました。確認したいことございますか。

（なし）

議長 ないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。

続きまして、その他になります。

事務局より説明があります。

次長補佐 それでは、7月の定例の全員協議会の日程になります。

7月の全員協議会ですけれども、7月25日の金曜日午前10時からを予定しております。

近くなりましたら、ラインワークスのほうで通知のほうをさせていただきます。

以上です。

議長 この件につきましては以上といたします。

なお、討論の締切りが12時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉会（午前11時46分）

令和7年9月4日

那珂市議会 議長 木野 広宣